

令和5年7月12日

事業者  
受講希望者様

鳳輪建設業協会  
珠洲建設業協会  
(石川労働局長登録教習機関)  
一般社団法人七尾労働基準協会

穴水会場

「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習」案内

労働安全衛生法第61条では、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用機械)の運転業務は、標記の技能講習を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならないと定められており、下記日程及び要領にて開催しますので資格が必要な方は受講願います。

なお、この資格修了者は10月3日～4日に実施の不整地運搬車運転技能講習の受講資格者となります。また、建設業種の雇用保険被保険者が受講されると、事業主に下記8のと通りの助成金が支給されます。

※この資格講習の対象機種・・・

ブルドーザー、トラクターショベル、モーター・グレーダー、ドラグライン  
パワーショベル、ドラグショベル(コンボ・バックホー)、ずり積機、  
クラムシェル、パケット掘削機、トレンチャースクレーパー、スクレープ・ドーザー



記

1 実施月日・場所・・・受講者がお持ちの資格によって次の普通コース・省略コースになります。

	実施日 (講習時間)	会場
学科	令和5年9月20日(水)～9月21日(木) (8:50～17:15)	のとふれあい文化センター 穴水町内浦5-28-3
実技	” 9月26日(火)～9月29日(金) (8:00～17:15)	未定(鳳珠郡以北で実施) (学科時に詳細ご案内します。)

2 受講資格と講習日数

◆受講者が所有の資格によって、普通コースと省略コースのいずれかになります。

(1)普通コース	省略コース①②③のいずれかの資格が無い方・・・【6日間講習】
(2)省略コース	次の①②③いずれかの資格者……………【2.5日間講習】 ①大型特殊自動車運転免許者 ②不整地運搬車運転技能講習修了者 ③車両系建設機械運転業務特別教育修了者であって 3トン未満の車両系建設機械の運転業務経験が3ヶ月以上の者

3 各コースの講習日

実施月日 (曜日)	9月20日 (水)	9月21日 (木)	9月26日 (火)	9月27日 (水)	9月28日 (木)	9月29日 (金)	予備日9/30 (土)
学科実技の別	学科	学科	実技	実技	実技	実技	実技
普通コース	○	○	○	○	○	○	
省略コース	○	※○	—	—	—	○	

※○は12:00終了予定です。

